

宇陀市公告第 1 1 6 号

宇陀市立榛原こども園給食調理業務委託に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 1 0 月 6 日

宇陀市長 金剛 一智

1 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

宇陀市立榛原こども園給食調理業務委託

(2) 履行場所

施設名	所在地
榛原こども園	宇陀市榛原下井足 1 0 5 - 1 (予定)

(3) 委託期間

契約締結日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日

但し、令和 8 年 3 月は、業務実施の引継ぎ期間とし、給食開始日は、令和 8 年 4 月 1 日からとする。

(4) 委託金額の上限

¥ 4 3 , 6 0 8 , 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税を含まない額)

各年度の委託金額の上限 令和 8 年度 ¥ 2 1 , 8 0 4 , 0 0 0 円

令和 9 年度 ¥ 2 1 , 8 0 4 , 0 0 0 円

(5) 委託の内容

宇陀市立榛原こども園給食調理業務委託仕様書のとおり

2 応募要件

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること。
- (2) 宇陀市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領（平成26年9月30日告示第84号）に基づく入札参加資格停止措置を受けてない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第145号）又は民事再生法（平成11年法立第255号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされていない者であること及びその開始決定されていない者であること。
- (4) 会社経歴及び経営状態が正常かつ良好なこと。
- (5) 宇陀市物品購入等競争入札(見積り)参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (6) 保育所・こども園の給食施設での給食調理業務の受託実績があること。
- (7) 保育所・こども園給食に深い理解を有し、こども園給食調理の目標達成に協力的であること。また、アレルギー対応給食の提供について理解していること。
- (8) 食育に関する指導体制、社員の教育、安全・衛生管理体制、事故発生時の保証体制、社員が欠けた場合の即時サポート体制が確立されていること。
- (9) 契約時に、市が認める保育所・こども園給食調理業務の実績がある保証人を確保できること。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法立第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

3 公募型プロポーザルへの参加

本プロポーザルに参加を希望する者は、別に定める「宇陀市立榛原こども園給食調理業務委託プロポーザル実施要領」の内容を理解した上で、提案書類を提出すること。

(1) 提出先

奈良県宇陀市榛原下井足17番地の3

宇陀市 健康福祉部 こども未来課

(2) 提出方法

直接持参すること

4 提出期日

(1) 参加意思表明書の提出締切り：令和7年10月24日まで

(2) 提案書類等の受付：令和7年10月27日～11月4日まで